

2025年

司法試験合格祝賀会

& 司法修習スタート企画



参加
無料

合格者に限らず、学生、ロース生、修習生も歓迎です！

2025年 11月25日(火)16時30分～ 大阪弁護士会館11階1110号室 +オンライン

16:30～ 【第一部】新人弁護士らによる修習トーク

18:00～ 【第二部】記念講演

【参加申し込みはこちら】

「司法は生きていた！ いのちのとりで裁判

若手弁護士が語る最高裁判決の意義とやりがい」

講師：脇山美春弁護士（堺総合法律事務所）

青木克也弁護士（弁護士法人古川・片田総合法律事務所）

20:00～ 懇親会（合格者・学生・ロース生・修習生は無料！）



※なるべく事前に
申込みください

【第一部】毎年恒例の新人弁護士らによる修習時代のぶっちゃけトークです。修習開始までの過ごし方、修習生活の楽しみ方や秘訣、二回試験はこう乗り切れ！これを聞けば修習の予習は完璧!?

【第二部】2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013年からの生活保護基準引下げを理由とする保護変更決定処分は違法であるとして、各処分の取り消しを認める画期的な判決を言い渡しました。生活保護利用者の生存権（憲法25条）と個人の尊厳（憲法13条）を守った勝利判決を勝ち取るまでには、様々な困難や弁護団の努力がありました。大阪訴訟で若手弁護士として弁護団活動を行った70期代の若手弁護士2人に、最高裁判決の意義だけでなく、法廷外での取り組みや、弁護団活動のやりがい、最高裁弁論を経て得た経験などについて存分に語っていただきます。

主催 青年法律家協会 大阪支部、京都支部、兵庫支部、滋賀支部

問合せ 弁護士 北本純子（住道法律事務所）

TEL:072-806-8508

E-mail: j-kitamoto@spa.nifty.com

